

意見募集案件	北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例及び規則の制定について
担当課	企画部 企画課 電話 011-372-3311 内 3609

意見募集期間	令和6年10月1日(火)から令和6年10月31日(木)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(企画課)及び各出張所 ◇エルフィンパーク市民サービスコーナー、図書館(本館)、中央公民館 ◇北広島団地住民センター、ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島10月号(概要のみ)
意見の提出方法 ・提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面(様式自由)による提出</li> <li>・オンラインによる提出(市ホームページから提出)</li> <li>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</li> <li>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象案件を記入のこと</li> </ul> <p>※住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。</p> <p>※市外にお住まいの方は、北広島市との関係を記入してください。(通勤・通学等)</p>
	<p>企画部 企画課</p> <p>郵便番号 061-1192 (住所不要)</p> <p>電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850</p> <p>電子メールアドレス: <a href="mailto:kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp">kikaku@city.kitahiroshima.lg.jp</a></p>
検討結果の公表 予定時期	令和6年11月下旬頃 ※提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見を検討した結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 市民等が多様な活動や過ごし方のできる場を提供し、にぎわいの創出と交流の促進を図るため、ゲートパーク(駅西口広場)を設置するものです。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイル「北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例及び規則の制定について」のとおり</p> <p>(3) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 新たにゲートパーク(駅西口広場)が整備されることで、憩いの空間が生まれるほか、多様な使い方が実現でき、にぎわいと交流を生む空間を創出することができます。</p>
対象となる政策等 の原案	・別添ファイル「北広島市ゲートパーク(駅西口広場)条例及び規則の制定について」のとおり
その他	・寄せられた意見を参考に条例案を決定のうえ、令和6年第4回北広島市議会定例会に条例案を提案し、令和7年4月1日から施行する予定です。